

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 労働契約法 (1)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 労働契約法 (1)

労働契約法とはなにか

平成20年3月から施行された労働契約法は、労働者個人と使用者の間における労働契約の基本的なルールを定めた法律である。

「労働契約法」という法律の検討が始まったのは、平成15年の労働基準法改正のなかで、労働法第18条の2の規定として、当時の最高裁による判示を受けて条文化した解雇権濫用法理が議論されたことがきっかけであった。

(労働契約法成立により同条は削除廃止された)

それまでの「労働三法」(労働基準法、労働組合法、労働関係調整法)に労働契約法が加わり、いわば「労働四法」が構成された。

労働契約をめぐるのは、賃金や労働時間なども重要だが、これらについては主に労働基準法により規制がなされている。

また、男女機会均等法やパートタイム労働法などにも労働契約に関する法律が含まれている。

それなのになぜ新たに「労働契約法」が制定されたのだろうか。

立法の背景としてまずあげられるのは、労働者個人と使用者の間での、個別労働紛争の増加が挙げられる。

増加した個別労働紛争に対応するために、まず、行政上のシステムとして個別労働紛争解決促進制度が設けられた。

続いて、裁判所におけるシステムとして、個別労働紛争について、労使の経験者が裁判官とともに3回以内の期日で審理を行い、権利関係と事案の実情をふまえた審判を定める労働審判制度が新設された。

そうすると、そこで適用される法的ルールの整備が必要となってくる。

これまでのような判例法では明確なルールとはなりえないし、そもそも判例は普通の六法には載っていないので、中小企業などではその知識が得られにくいのである。

たとえば、解雇については、民法627条により、雇用契約はいずれの当事者も、2週間前の予告で解約できるようになっているが、最高裁判決をはじめとする判例では、「客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当でない解雇は権利の濫用として無効」となる。

また、転勤についても、使用者は、原則として労働者に対し転勤を命じる権利を有しているが、転勤命令は、業務上の必要性を欠く場合や、業務上の必要性があっても不当な目的により行使された場合、あるいは、労働者に対する不利益が「通常受忍できる程度」を超えている場合に限り、権利濫用として無効になるとされている。

さらに、使用者による労働条件の変更については、労働契約の内容の変更に当たる以上、原則として労働者の同意がない限り許されないが、判例では、就業規則の変更という手続きをとる場合には、合理的な範囲のものである限り、反対の労働者も拘束されるとしている。

従来判例法に代えて、条文の形をとる制定法が必要とされて、この労働契約法が制定されたのである。

法律制定にあたっては、労使の意見が大きく対立した。

コンセンサスの得られた部分の多くは、これまでの判例法をそのまま明文化するというものであった。

新しい条文として、これまでになかった規定が盛り込まれている。

#### 第3条第2項

「労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする」

#### 第3条第3項

労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする」

まだまだ小規模な出発であり、今後の拡充を期待したい。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

なお、労働契約法は労働契約関係に適用されるものであるため、勤務関係の性質が異なる国家公務員および地方公務員には適用されない。

また同居の親族のみを使用する場合の労働契約も、親族関係の特殊性をふまえて適用除外とされている。

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**

**お申し込みはこちらです。**

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.